



福岡医発第 2507 号 (地)

平成 26 年 12 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

指定難病に係る診断基準、重症度分類等および臨床調査個人票について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、今般、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)(以下、難病法とする。)が平成 27 年 1 月 1 日より施行されることに伴い、平成 26 年 11 月 12 日、同法に規定する指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の診断基準及び各疾病の病状の程度(重症度分類等)に係る具体的な運用基準(以下、診断基準等とする。)が定められるとともに、難病指定医が作成することとされている臨床調査個人票(診断書)のうち、新規申請を行うための書式が作成された旨、別紙 1 のとおり日本医師会より通知が参りました。(別紙 1)

平成 26 年 12 月 4 日付け福岡医発第 2443 号(地)通知において、診断基準等及び臨床調査個人票の本体については、日本医師会において製本予定である旨お知らせしておりましたが、日医 HP (<http://www.med.or.jp/doctor/>) への掲載に変更とされております。

なお、日本医師会からの申し入れにより、厚生労働省においては、臨床調査個人票等の様式(Excel ファイル・PDF ファイル)を同省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062437.html>) に公開しておりますので、貴会 HP への掲載等により会員への周知をお願いいたします。(※本会 HP にも掲載予定)

また、本事業を所管する福岡県保健医療介護部健康増進課より、特定医療費(指定難病)支給認定申請の受付を 12 月 15 日(月)より開始する旨、別紙 2 のとおり通知が参りましたので合わせてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(地Ⅲ233)

平成26年12月11日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
道永 麻里

指定難病に係る診断基準、重症度分類等及び臨床調査個人票の送付について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）（以下、難病法という。）が平成27年1月1日より施行されることに伴い、平成26年11月12日、同法に規定する指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の診断基準及び各疾病の病状の程度（重症度分類等）に係る具体的な運用基準（以下、「診断基準等」という。）が定められるとともに、難病指定医が作成することとされている臨床調査個人票（診断書）のうち、新規申請を行うための書式が作成され、厚生労働省当局より通知されましたので、ご連絡申し上げます。

各通知の別添（診断基準等及び臨床調査個人票の本体）につきましては、当初は印刷製本の上、送付させていただくことを考えておりましたが、CD-ROMによる配布及び日医HP（<http://www.med.or.jp/doctor/>）への掲載（いずれもPDFファイル）に変えさせていただきますので、ご了承ください。

なお、臨床調査個人票の書式につきましては、現時点ではPDFファイルのみの提供であり、さらに登録管理システムの稼働時期の目途も立っていないことから、臨床調査個人票を作成する難病指定医の事務負担等を考慮し、早急に直接入力可能な形式での書式を作成・公開するよう厚生労働省当局には強く申し入れておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、貴会HPへの掲載等、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

《添付資料》

1. 指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について

（平26.11.12 健発1112第1号 厚生労働省健康局長）

2. 指定難病に係る臨床調査個人票について

（平26.11.12 健疾発1112第1号 厚生労働省健康局疾病対策課長）

健 発 1112 第 1 号
平成 26 年 11 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長

指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の基準（以下「診断基準」という。）及び法第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（以下「重症度分類等」という。）の具体的な運用基準を別添のとおり定め、平成 27 年 1 月 1 日から適用することとしたので通知する。ただし、同法の施行前の準備のために使用することは差し支えない。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

健 疾 発 1112 第 1 号
平 成 26 年 11 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

指定難病に係る臨床調査個人票について

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の具体的な書式のうち新規の申請を行うための書式について、別添のとおり定め、平成27年1月1日から適用することとしたので通知する。ただし、同法の施行前の準備のために使用することは差し支えない。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

「公印省略」

26 健第 4456 号
平成 26 年 12 月 11 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課)

特定医療費（指定難病）支給認定申請の受付について（依頼）

本県の難病対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 5 月 30 日に「難病の患者の医療等に関する法律」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から新たな難病医療費助成制度が始まります。

これに伴い、平成 27 年 1 月 1 日以降に新たに新制度における医療費助成を希望する方の標記申請の受付を下記のとおり開始します。

つきましては、貴会員へ周知いただきますようよろしくお願いします。

記

- 1 受付開始日 平成 26 年 12 月 15 日（月）
- 2 受付場所 申請者の住所地を所管する保健所等
別添「問い合わせ先・申請手続等の書類の提出先」を参照ください。
- 3 対象疾病 別添「難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する指定難病」のとおり。
- 4 臨床調査個人票の入手先
福岡県ホームページ
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nanbyou270101.html>
上記 2 の保健所等
厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/nanbyou/index.html
- 5 その他 詳細については、福岡県ホームページをご覧ください。

福岡県保健医療介護部
健康増進課疾病対策係
電話 092-643-3267

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クロウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンペル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人スチル病
55	再発性多発軟骨炎

番号	病名
56	ベーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	特発性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA 腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性肝硬変
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞僅少症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	全身型若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群

(問い合わせ先・申請手続等の書類の提出先)

○北九州市にお住まいの方

門司区保健福祉課	093-331-1881
若松区保健福祉課	093-751-4800
戸畑区保健福祉課	093-881-4800
小倉北区保健福祉課	093-582-3430
小倉南区保健福祉課	093-952-4800
八幡東区保健福祉課	093-671-4800
八幡西区保健福祉課	093-642-1441

○福岡市にお住まいの方

東区保健福祉センター健康課	092-645-1078
博多区保健福祉センター健康課	092-419-1091
中央区保健福祉センター健康課	092-761-7340
南区保健福祉センター健康課	092-559-5116
西区保健福祉センター健康課	092-895-7073
城南区保健福祉センター健康課	092-831-4261
早良区保健福祉センター健康課	092-851-6012

○久留米市にお住まいの方

久留米市保健所	0942-30-9729
---------	--------------

○大牟田市にお住まいの方

大牟田市保健所	0944-41-2669
---------	--------------

○その他の地域の方は、お近くの各保健福祉（環境）事務所

保健福祉（環境）事務所		受給者の方のお住まいの地域
筑紫	092-513-5583	春日市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・筑紫郡
粕屋	092-939-1534	古賀市・糟屋郡
宗像・遠賀	0940-36-2366	宗像市・福津市・中間市・遠賀郡
糸島	092-322-1439	糸島市
嘉穂・鞍手	0948-21-4815	飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡 直方市・宮若市・鞍手郡
田川	0947-42-9345	田川市・田川郡
北筑後	0946-22-3964	朝倉市・小郡市・うきは市・朝倉郡・三井郡
南筑後	0944-72-2185	柳川市・八女市・筑後市・大川市 みやま市・三潞郡・八女郡
京築	0930-23-2690	行橋市・豊前市・京都郡・築上郡

福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係

電 話 092-643-3267

FAX 092-643-3271